

### 1. 改正の概要

- ・消費税率10%の引上げ時期が平成29年4月1日へ変更されたことに伴い、消費税率の引上げによる住宅投資への影響の平準化及び緩和の推進のため、次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限(平成29年12月31日)が平成31年6月30日まで1年6ヶ月延長されます。

#### 1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

| 居住年                     | 控除期間 | 借入限度額                | 適用年    | 控除率  | 各年の控除限度額       | (10年間の)最大控除額     |
|-------------------------|------|----------------------|--------|------|----------------|------------------|
| 平成26年4月<br>～<br>平成31年6月 | 10年間 | 4,000万円<br>(5,000万円) | 1～10年目 | 1.0% | 40万円<br>(50万円) | 400万円<br>(500万円) |

(※)括弧書きは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅を取得等した場合

#### 2. 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

| 居住年               | 各年の控除限度額 | (5年間の)最大控除額 |
|-------------------|----------|-------------|
| 平成26年4月～平成31年6月まで | 12.5万円   | 62.5万円      |

#### 3. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

| 住宅耐震改修が完了した年      | 控除限度額 |
|-------------------|-------|
| 平成26年4月～平成31年6月まで | 25万円  |

#### 4. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

| 居住年               | 控除限度額   |            |
|-------------------|---------|------------|
|                   | 省エネ改修工事 | バリアフリー改修工事 |
| 平成26年4月～平成31年6月まで | 25万円    | 20万円       |

#### 5. 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

| 居住年               | 控除限度額 |
|-------------------|-------|
| 平成26年4月～平成31年6月まで | 65万円  |

#### 6. 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

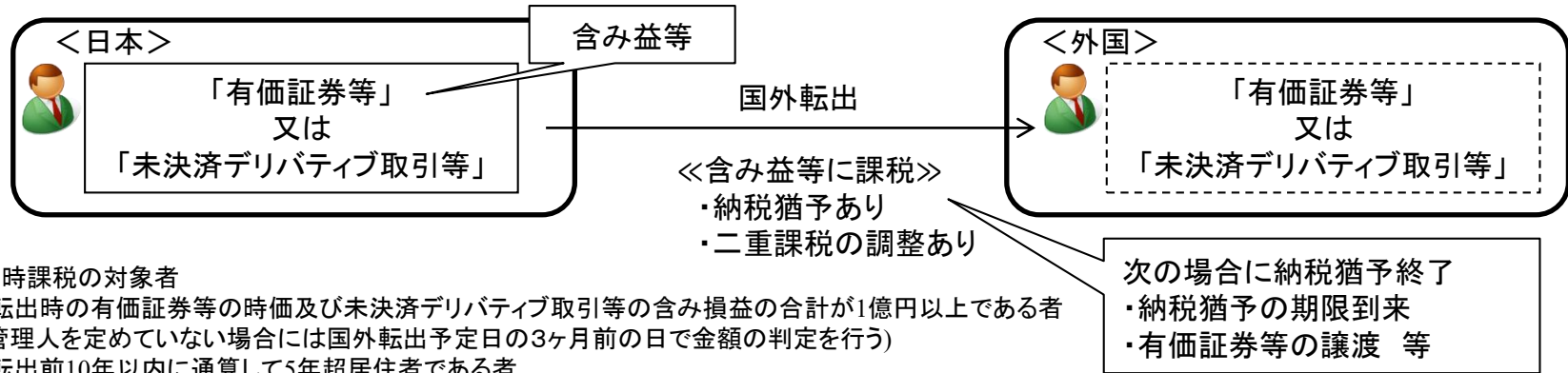
| 居住年               | 各年の控除限度額 | (10年間の)最大控除額 |
|-------------------|----------|--------------|
| 平成26年4月～平成31年6月まで | 60万円     | 600万円        |

### 1. 改正の概要

- ・ 時価1億円以上の「有価証券等」・「未決済デリバティブ取引等の含み損益」を有する居住者が国外転出する際には、国外転出時に、有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、未実現の含み益等に対して所得税を課税する制度が創設されます。
- ・ 出国時課税制度による課税について、納税猶予制度(最長10年)が創設されます。

#### (1) 出国時課税制度の概要

日本居住者が、有価証券等のキャピタルゲインが非課税となる国に移住することで税負担を回避する行為を防ぐため、出国時に課税する制度が創設される。なお、譲渡所得としての課税が想定されるが、対象取引等によっては事業所得や雑所得として課税される。



#### ※出国時課税の対象者

- ・ 国外転出時の有価証券等の時価及び未決済デリバティブ取引等の含み損益の合計が1億円以上である者(納税管理人を定めていない場合には国外転出予定日の3ヶ月前の日で金額の判定を行う)
- ・ 国外転出前10年以内に通算して5年超居住者である者

#### ○平成27年7月1日以後に国外転出する場合に適用される。

- ・ 有価証券等とは、株式、投資信託の受益証券、国債、地方債、社債等又は匿名組合契約の出資持分をいう。なお、未上場株式や外国法人の株式も有価証券等の範囲に含まれる。
- ・ 国外転出後5年を経過する日までに帰国した場合において、国外転出時から引き続き有していたものについては、更正の請求により課税の取消を受けることができる。
- ・ 出国時課税対象者から贈与、相続又は遺贈により非居住者に有価証券等又はデリバティブ取引等が移転する場合にも、同様に含み益等に課税される。
- ・ 住民税については制度創設されていないが、引き続き検討項目とされている。

### (2) 出国時課税制度にかかる納税猶予制度の概要

含み益に対する課税であるため、納税者に担税力がないことを考慮して、納税猶予制度が創設される。

納税猶予の期限は、原則として、国外転出の日から5年を経過する日(同日前に帰国する場合は、同日と帰国日から4ヶ月を経過する日のいずれか早い日)までとなる。ただし、申請により最長10年まで延長できる。

#### 納税猶予制度の要件

納税者が以下のすべての要件を満たす場合に、納税猶予制度が適用される。

- ・ 国外転出日の属する年分の確定申告書に、納税猶予の適用を受けようとする旨の記載をすること
- ・ その確定申告書の提出期限までに、納税猶予分の所得税額に相当する担保を提供すること
- ・ その確定申告書の提出期限までに、納税管理人の届出をすること

○平成27年7月1日以後に国外転出する場合に適用される。

- ・ 納税猶予を受けている者は、納税猶予の期限までの間、各年末における有価証券等及び未決済デリバティブ取引等の所有に関する届出書を、その翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。
- ・ 納税猶予の期限の到来による所得税を納付する場合は、猶予期間に係る利子税が課される。
- ・ 納税猶予期間中は、相続税又は贈与税の納税義務の判定に際して居住者とみなす。
- ・ 納税猶予期間中に、有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済をした場合には、譲渡等があった部分については、譲渡等があった日から4ヶ月を経過する日をもって納税猶予に係る期限とする※。

※譲渡等をした金額が国外転出時の金額より下落した場合には、更正の請求により所得税額を減額できる(納税猶予期間満了時においても同様)。

## 2. 実務上の留意点

- ・ 納税猶予を適用する場合には、非居住者で日本国内での確定申告が不要な場合であっても、毎年届出書を提出しなければならない。
- ・ 国外転出後10年を経過する日までに帰国する予定がない場合には、含み益等に対して課税が生じることとなるため、利子税と今後の値上がり等を踏まえ、出国前に譲渡等を検討する必要がある。

### 1. 改正の概要

・非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除の適用を受ける居住者は、確定申告時、給与等又は公的年金等の源泉徴収時、給与等の年末調整時に、「親族関係書類(※1)」や「送金関係書類(※2)」の提出又は、提示が義務化されます。

(※1)親族関係書類とは、①又は②の書類をいう。

- ①戸籍の附票の写しその他国等が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの、及びその親族の旅券の写し。
- ②外国政府等が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの(その親族の氏名、住所、生年月日の記載があるもの)。

(※2)送金関係書類とは、①又は②の書類をいう。

- ①金融機関が行う為替取引により、その居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類。
- ②クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと、及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類。

(※3)上記の書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等しなければならない。

| 非居住者に係る扶養控除などの適用 | ①確定申告時 |        | ②源泉徴収時 |        | ③年末調整時 |        |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  | 親族関係書類 | 送金関係書類 | 親族関係書類 | 送金関係書類 | 親族関係書類 | 送金関係書類 |
| 扶養控除、配偶者控除、障害者控除 | ○      | ○      | ○      | ×      | ×      | ○      |
| 配偶者特別控除          | ○      | ○      | -      | -      | ○      | ○      |

※ ①確定申告時においては、②源泉徴収時又は③年末調整時に提出又は提示した書類は不要。

**○平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の確定申告に適用される。**

### 2. 今後の注目点

・親族関係書類、送金関係書類として、具体的にどのような書類を提出又は提示するか、法令等の確認を要する。

## 1. 改正の概要

- ・ 生命保険契約等の契約者変更につき、次の措置が講じられます。

### 【死亡による契約者変更があった場合】

保険会社等は、「死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額」等を記載した調書を税務署に提出することになります。

### 【契約者変更があった場合】

保険会社等が作成する生命保険契約等の一時金の支払調書等について、現記載事項に加えて「保険金等の支払時の契約者の払込保険料」等が記載されることになります。

|            | 改正前                    | 改正案                                |
|------------|------------------------|------------------------------------|
| 死亡による契約者変更 | —<br>(支払調書等の提出不要)      | 「契約者変更情報及び解約返戻金相当額」等を記載した調書を税務署に提出 |
| 上記以外の契約者変更 | 保険料については、「既払込保険料等」のみ記載 | 左記に加えて「保険金等の支払時の契約者の払込保険料」等を記載     |

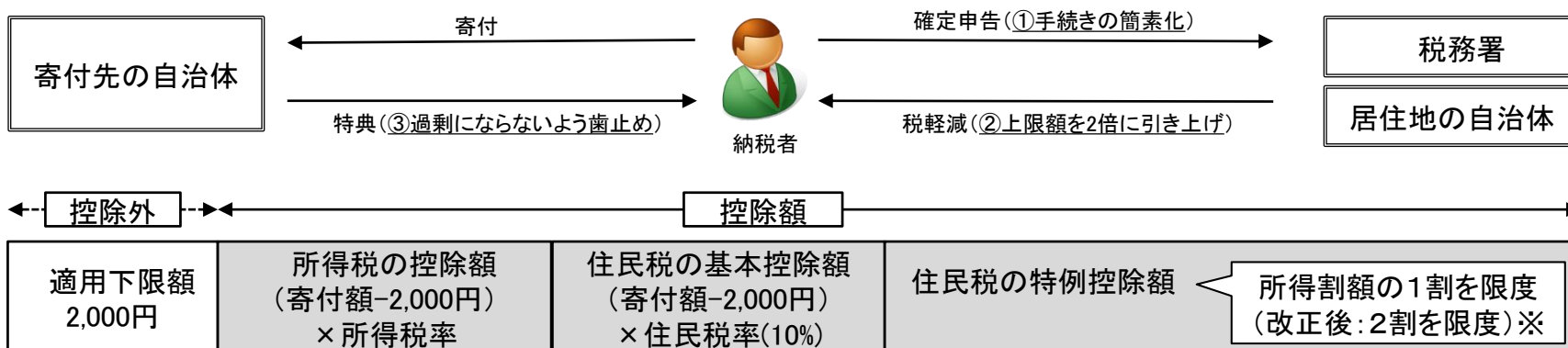
○平成30年1月1日以後の契約者変更について適用する。

## 2. 実務上の留意点

- ・改正前においては、契約者変更に伴う情報が税務当局に提供されていなかったことにより、下記のような課税漏れが散見された。
- ① 死亡による契約者変更： 生命保険契約に関する権利に対する相続税の課税漏れ
  - ② 上記以外の契約者変更： 保険事故(満期・死亡等)が発生した時に、旧契約者から現契約者等への贈与税又は相続税の課税漏れ
- ・この改正により、上記①②のような課税漏れを防止するための措置が講じられる。

### 1. 改正の概要

- ① 寄付先の自治体への寄付の控除申請だけで減税措置を受けられ、確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。（○平成27年4月1日以後に行われる寄付に適用される。）
- ② 住民税の特例控除額の控除限度額は、個人住民税所得割額の2割（現行1割）に引き上げられます。（○平成28年度分以後の個人住民税に適用される。）
- ③ ふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえて、寄付の謝礼である特典が過剰にならないよう、国から自治体に通知されます。



(※) 住民税の特例控除額は、個人住民税所得割額の1割が限度とされているが、2割に引き上げられる。

### 2. 実務上の留意点

- ・5団体を超える自治体に寄付を行った場合には、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用できず、確定申告が必要となる。
- ・ふるさと納税ワンストップ制度において、所得税の減税分は、住民税に一本化される。  
(所得税及び住民税の寄付金控除額の合計額のうち、2/5を道府県民税、3/5を市町村民税からそれぞれ控除される)。